

2015年8月20日

各部・局長



町田市長 石 阪 丈 一

## 平成28年度（2016年度）予算編成方針について（通知）

少子高齢化や人口減少社会の急速な進展により、市税収入の根幹である個人住民税が伸び悩み、一方で高齢化による社会保障関係経費が増加するという、構造的な収支不足が町田市においても顕在化している。また、2015年度においては、予定されていた国庫支出金が削減されたことや財政調整基金現在高が過去10年で最低水準であることなどから、現在の財政運営は非常に厳しい状況である。

そのような状況であることを念頭に置き、2016年度の予算編成にあたっては、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」及びその実行計画である「新5ヵ年計画」を前提とし、「2016年度市政運営の基本的な考え方」並びに本方針に基づいて、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

### 記

#### 1 前提条件

##### (1) 「新5ヵ年計画」の具体化

「新5ヵ年計画」は、2012年度から2021年度までの10年間を展望し、将来のあるべき町田市の姿の実現に向けた取り組みの指針である町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」を具体化するための実行計画である。

2016年度は、計画期間が満了になることから、各部の予算編成にあたっては、この実行計画に位置づけられた事業について、その進捗状況を改めて確認し、目標達成に向けた取り組みを着実に実施すること。

また、「これまでの5年間」「これからの5年間」という視野に立ち、次期5ヵ年計画、その先の10年、20年を見据えた取り組みを進めること。

##### (2) 「新5ヵ年計画」における財政見直し

「新5ヵ年計画」における2012年度から2016年度までの財政見直しでは、5年間で74億円、2016年度で20億円の収支不足が見込まれ、大変厳しい財政状況となっている。「新5ヵ年計画」に掲げた重点事業を着実に推進するため、収支不足額の解消に向けた取り組みを積極的に行うこと。

### (3) 2016年度の財政見直し

国の積極的な経済対策等により、日本経済は景気の回復基調が続いており、全国的に経済の好循環が生まれている。しかし、国は、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太の方針2015）において、地方行財政改革として、地域の活性化・地方創生を目的に新型交付金を創設・活用するとしているが、一方で従来の国庫支出金等の在り方を見直すとしており、地方財政への影響が懸念される。

町田市では、現時点の見直しでは、2015年度予算に計上した市税収入を確保できるかどうか予断を許さない状況である。

2016年度は、法人市民税の一部国税化等により、歳入の大宗を占める市税収入は前年度を割り込む見込みであり、その他の収入についても増収は期待できず、厳しい状況が続く見込みである。

一方、歳出においては、国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計などへの療養給付費の増加等による繰出金の増加、生活保護費・子育て支援費などの扶助費の増加は避けられない状況であり、所要の一般財源の増加傾向は続く見込みである。

これにより、2016年度の予算編成においては、多額の財源不足が生じることが見込まれるため、引き続き臨時財政対策債の発行に頼らざるを得ない状況である。

このような厳しい財政状況を各部・局において職員一人ひとりが認識し、財源不足の解消に向けて積極的に取り組むこと。

### (4) 2016年度市政運営の基本的な考え方

ア 「2016年度市政運営の基本的な考え方」では、人口減少対策として、国において、まち・ひと・しごと創生総合戦略が進められており、町田市においては、将来予測される人口減少下でも、人々が輝き、市内外の人に選ばれる都市となるために、今までとは違う方法で都市の魅力を磨いていかなければならないとしている。

そのような状況の中、施策立案の基本的な考え方として、これまでの行政側の供給視点によるサービスそのもののあり方を転換し、行政と公共サービスの提供主体となりうる意欲と能力を持つ主体が共有できる公共サービスの新たな形を確立するという視点で取り組み、利用者のニーズの把握に重点を置き、質の向上を意識するよう求めている。また、行政経営改革の基本的な考え方として、「新5ヵ年計画」の総仕上げにあたる2016年度は、これまでの行政経営改革プランの成果や課題解決に向けた取り組み状況を改めて確認し、目標の必達に向けて、スピード感をもって進めるとともに、2017年度からの5ヵ年だけでなく、さらにその先を見据え、たゆみなく行政経営改革に取り組み、常に市民の目線に立ち、市民から信頼される市役所を目指すよう求めている。

イ 行政経営改革の基本的な考え方のうち、行政経営基本方針の1つである「いつでも適切な市民サービスが提供できる財政基盤をつくる」において、実施している事務事業が、町田市として実施する責務があるかを見極め、全職員が一丸となり作業工程から徹底して見直すことで、市の事務事業全体の選択と集中の強化を

図るとともに、仕事の進め方についても、より一層の効率化に努めるよう求めている。

各部・局においては、予算編成にあたって、上記の基本的な考え方を踏まえ、「新5ヵ年計画」の実現を目指し、新たな着眼、柔軟な発想に基づく取り組みを行うこと。

## 2 基本方針

- (1) 2016年度の予算編成において重点的に取り組む事業は、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた4つの基本目標の実現を目指すため、「新5ヵ年計画」の重点事業プランに定めた事業及び「2016年度 主要事業の取扱いについて（通知）」（2015年6月30日付 政策経営部長通知）に基づいて選定した主要事業とする。
- (2) 町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」に定めた3つの行政経営基本方針を受けて具体的な取り組みを定めた「新5ヵ年計画」の行政経営改革プランに基づき、事業の見直しを進める。
- (3) 各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定する。
- (4) 義務的な扶助費等を除いた経常事業費（政策事業から経常事業化した事業を含む）については、一般財源枠配分方式とし、各部への一般財源枠配分額は、2015年度予算額を基準として算定する。
- (5) 各部の創意工夫による経費節減や財源確保の取組を評価し、一定額を一般財源枠配分額に加算するインセンティブ予算方式を昨年度に継続して実施する。

## 3 実行方針

- (1) 新5ヵ年計画の具体化に向けた予算編成とするため、新5ヵ年計画の重点事業、改革項目のうち、各部の所管になっているものについて、次の点を整理し、予算案に反映させること。
  - ア 計画期間中における各年度の実施工程
  - イ アに基づく2016年度に実施すべき事業計画
- (2) 2016年度の「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の作成を想定し、次の作業を行った上、その結果を予算案に反映させること。
  - ア 2015年度「部長の仕事目標」・「課の仕事目標」の目標・取組項目の達成状況と2016年度に向けた課題を明確にする。
  - イ 2016年度において、部・課が取り組むべき事項を重点化する。

ウ 新公会計制度により整備されたストック情報、フルコスト情報に基づく財務分析や経年比較、費用対効果の検証結果を意識するとともに、課題を明確にし、年間の目標値を立てて具体的な執行を想定する。

(3) 「サマーレビューの実施について(通知)」(2015年7月10日付 政策経営部長通知)に基づき、サマーレビューにおいて示された事業の方向性や課題について、各部で調整を行った結果を予算案に反映させること。

(4) 限られた財源を真に必要な事業に重点配分するため、事業の優先順位付けを必ず行い、効率的に事業採択を行うこと。その際、行政関与の必要性が高く、より緊急性が高い事業、より費用対効果の高い事業を優先順位の上位とすること。

(5) 各部・局における予算原案の基本的な考え方について、「新5ヵ年計画」及び「部長の仕事目標」等を踏まえ、別に定める調書において具体的な内容を明らかにすること。

(6) 事業費の見積りにあたっては、事業目的や成果目標に合わせて、既存事業をゼロベースから見直し、事業の廃止、縮小、統合を徹底的に進めること。

特に、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始後長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に、重点的に徹底した見直しを行うこと。

(7) 扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な制度運用を行うこと。

また、2016年度の予算編成においては、「補助金等及び扶助費の見直し(通知)」(2015年7月1日付 政策経営部長、総務部長、財務部長通知)に基づき、より重点的な見直しを行い、その評価結果を予算案に反映させること。

(8) 施設等の建設にあたっては、基本計画の段階から、運営体制をはじめ、機能面や維持管理面等について十分に検討を行うこと。また、国・都の補助基準単価や、後年度の維持管理経費に留意し、中長期的な経済性について十分検討を行うこと。

なお、施設等の修繕についても、一時に多大な費用を要することのないよう計画的に行うこと。

(9) 「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料及び手数料、負担金等については、対象や料金水準が適正であるかどうかを確認し、負担の公平性確保の観点と負担均衡の原則に立って適正化を図ること。

- (10) 歳入の見積りにあたっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。
- ア 市税については、新たな収納に関する取り組みを検討し、引き続き徴税努力を傾注すること。
  - イ 財産収入については、現在、有効活用が図られていない市有財産（土地・建物）の活用を十分に検討し、未利用市有地の積極的な売却や貸付を図ること。
  - ウ 各種債権について収入額の目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を進めること。私債権については、私債権管理条例に基づき、未収私債権の適切な回収に積極的に取り組むこと。
  - エ 他団体や民間等で実施している歳入確保策を参考にするなど、新たな歳入確保に向け積極的に取り組むこと。
- (11) 国・都の補助事業については、2015年度に予定されていた一部の事業で国庫支出金が全額削減されるなどの状況が発生し、事業計画の見直しを余儀なくされ、市債の追加発行や一般財源による肩代わりという不測の事態が生じた。このことから、国及び都の予算編成や補助制度の動向を注視し、予算額を下回ることのないよう、確実に獲得可能な額を見積もること。
- また、他団体の補助制度の活用事例を情報収集し、補助対象となるものは積極的に活用するとともに、補助制度の変更等に的確に対応し、漏れのないように補助要望すること。
- さらに、補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。
- なお、補助の打ち切り、負担・補助割合の変更等があった場合は、必ず事業の打ち切り、縮小を行うこと。
- (12) 「地方分権改革」に伴う権限移譲事務については、東京都及び関連部署と十分調整し、歳出のみならず、歳入についても移譲された権限に見合う十分な対応を求め、適切な予算措置を行うこと。
- (13) 特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、厳しく節減に努めること。
- また、財源を安易に一般会計に依存することなく、国・都補助金の獲得、自主財源の確保に努力し、より効率的な運用に努めること。